



～～EU モノクロ商標の取扱い変更～～

近年 EU に導入された実務上の取扱いの変更により、モノクロ登録商標は大きな影響を受けることとなります。

新たな取扱いは、EU 加盟国のほとんどの知的財産庁に拡充するとみられており、商標保護戦略策定にあたって、これを反映していく必要性が出てきました。

欧州共同体商標（CTMs）については、2014 年 6 月 2 日現在出願中、あるいは同日以降の出願に、自動的にこの取扱いが適用されます。

世界の多くの国々では、モノクロ商標を登録すれば全てのカラーも保護されることとなる、いわゆる「モノクロ商標は全てのカラーをカバーする」取扱いが標準的であり、どのような色を使用しても、あるいは何色使用していたとしても、モノクロ商標の真正な使用とされてきました。

しかし、EU での新たな取扱いは、この標準とは大きく異なることとなります。

今後、登録商標を変更するようなカラー商標の使用は、当該商標の真正な使用とは認められず、所有者は取消訴訟のリスクに晒されることとなります。

登録商標全体の識別性に影響を与えない、重大でない変更のみが登録商標の使用と認められることとなります。

上記に照らしますと、欧州領域での出願を予定されている場合、モノクロ商標の新たな取扱いやその影響を考慮することが重要と考えられます。

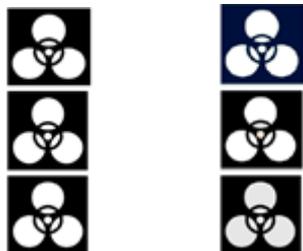
さらに商標所有者は、ご自身の登録商標の使用が、登録商標と比較し、変更した（同一でない）商標の使用にはあたらないことを確認する必要があります。

最後になりますが、すでにカラー商標の使用をされている場合、あるいはご使用の計画がある場合、カラー商標としても登録するかどうか、十分に考慮することが重要となります。

【重大でない変更の例】

登録商標

使用商標



【重大な変更の例】

登録商標

使用商標



なお、新たな取扱いの適用時期は上述のとおりですが、2014年6月1日以前に登録されたモノクロ商標についても、今回の取扱いの変更の影響を受けるリスクがあります。

従いまして、既登録商標について特定色や、色の組み合わせで商標を使用される場合は、別途カラー商標として出願することをお勧めいたします。

注) 本件につきましては、当事務所の作成にかかる資料であって、公的見解を示すものではありません。ご了承いただきますようお願いいたします。

**鈴榮特許綜合事務所**

東京都港区虎ノ門1丁目3番2号

勸銀不二屋ビル 6F

商標意匠部

TEL 03-5510-3198 FAX 03-3507-0861